

平成29年第5回沖縄県議会

(9月定例会)

知事提出議案説明要旨

平成29年9月20日提出

沖 縄 県

ハイサイ、グスーシー、チューウガナビラ。

平成29年第5回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案5件、条例議案5件、議決議案15件、認定議案23件の合計48件であります。

まずははじめに、甲第1号議案から甲第5号議案までの予算議案について、御説明申し上げます。

甲第1号議案「平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）」は、総額47億9,491万2千円を計上しており、その内訳は、沖縄振興特別推進交付金事業に44億9,625万7千円、災害復旧関連事業に7,362万7千円、その他緊急に対応を要する事業に2億2,502万8千円となっております。

これを既決予算額7,354億4,817万2千円に加えた改予算額は、7,402億4,308万4千円となります。

甲第2号議案から甲第5号議案までの予算議案は、沖縄県下地島空港特別会計など3つの特別会計及び沖縄県

病院事業会計について、それぞれ所要の補正を行うものであります。

次に、乙第1号議案から乙第5号議案までの条例議案5件について、御説明申し上げます。

乙第1号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」は、雇用保険法の一部が改正されたことを踏まえ、職員の退職手当について、雇用保険法の失業等給付と同等の水準を確保し、失業者の退職手当の給付日数を延長できる措置を講ずる等の必要があることから、条例を改正するものであります。

乙第2号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、不動産特定共同事業法の一部が改正されたことを踏まえ、小規模不動産特定共同事業の登録の申請等に係る手数料の徴収根拠を定める必要があることから、条例を改正するものであります。

乙第3号議案「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、うるま地区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンターの管理を指定管理者に行わせるとともに、新たに整備する航空機整備施設の使用料の徴収根拠を定める等の必要があることから、条例を改正するものであります。

乙第4号議案「沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例」は、宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナに船舶上下架施設を整備し、及び宜野湾港マリーナに水上オートバイの陸置場を整備することに伴い、これらの施設の使用料の徴収根拠を定める等の必要があることから、条例を改正するものであります。

乙第5号議案「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄県立高等学校の授業料の徴収に係る事務の円滑化を図るため、最終学年の3月分の授業料について、その納付期限を改める必要があることから、条例を改正するものであります。

次に、乙第6号議案から乙第13号議案までの議決議案は、工事請負契約及び財産の取得8件について、議会の議決を求めるものであります。

乙第14号議案「訴えの提起についての請求の追加について」は、公法上の義務の確認請求を認容する新たな判決がなされたことを踏まえ、普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破碎等行為の差止請求事件に係る請求を追加するため、議会の議決を求めるものであります。

乙第15号議案から乙第20号議案までの議決議案は、建物明渡等請求事件に係る訴えの提起及び負担金の徴収など6件について、議会の議決を求めるものであります。

最後に、認定第1号から認定第23号までの議案については、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、平成28年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算について、議会の認定に付するものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

ユタサルグトウ、ウニゲーサビラ。イッペーニフェーデービル。